

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	家庭・地域教育課
------	----------

県立青少年社会教育施設の利用に係る使用料の減免

根拠条文 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第6条第2項

知事は、特別な理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年規則第15号）第2条鳥取県立大山青年の家の項及び鳥取県船上山少年自然の家の項

審査基準 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則第2条鳥取県立大山青年の家の項及び鳥取県立船上山少年自然の家の項各号の該当性の判断は、青少年社会教育施設の施設使用料の減免について（昭和55年4月1日付発社第37号教育長通達）別紙による。

（「青少年社会教育施設の施設使用料の減免について」は、家庭・地域教育課、県立大山青年の家及び県立船上山少年自然の家で閲覧できます。）

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
15日	機 関 期 間	日	機 関 期 間	県立青少年社会教育施設 15日	